

名古屋港管理組合公報

平成24年 3 月30日

(金曜日)

第 492 号

目 次

- 名古屋港管理組合暴力団排除条例 1
- 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 2
- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 2
- 名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 2
- 特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 2
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 3
- 名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例 3
- 規 則**
- 名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則 3
- 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則 3
- 旅費条例施行規則の一部を改正する規則 3
- 特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付けに関する規則を廃止する等の規則 4
- 告 示**
- 平成22年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領 5
- 平成22年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領 5
- 平成24年度名古屋港管理組合予算の要領 6
- 平成23年度名古屋港管理組合補正予算の要領 13
- 港湾施設の供用開始 13
- 港湾施設の変更 14
- 港湾施設の廃止 15
- 名古屋港ポートビル施設の変更 16
- 名古屋港ポートビル施設の供用休止 16
- 名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則の一部改正 16
- 訓 令**
- 名古屋港管理組合不当要求行為等対策規程 17
- 名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正 18
- 名古屋港管理組合安全管理規程の一部改正 19
- 公 告**
- 名古屋港港湾計画の変更の概要 20

条 例

○ 名古屋港管理組合暴力団排除条例を公布する。
平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第一号

名古屋港管理組合暴力団排除条例

(目的)

第一条 この条例は、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）における暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除に関する措置について必要な事項を定め、暴力団を排除することにより、事務及び事業の適正な実施を図り、もって名古屋港の健全な発展に寄与することを目的とする。

(組合の事務及び事業における措置)

第二条 組合は、契約に係る事務その他の組合の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員等（暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を契約の相手方としない等暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第三条 管理者又は指定管理者（地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）は、組合が設置した公の施設の利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用の許可をせず、又は当該利用の許可を取り消し、若しくは当該利用の中止を命ずることができるものとする。

(不当な要求に対する措置)

第四条 組合は、暴力団員等から職員に対して不当な要求があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第五条 実施機関（名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）第二条第一号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、この条例に基づき暴力団を排除するために必要と認めるときは、必要最小限の個人情報（同条第二号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができるものとする。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団を排除するために必要と認めるときは、必要最小限の個人情報を愛知県警察本部長に提供することができるものとする。
（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第二号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次に掲げる日」を「職務を行つた日（月の初日から末日までの分を一括して支給する場合は、翌月の十六日）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とする。

第五条第二項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条第三項中「第三条第四項」を「第三条第三項」に改める。

別表第二監査委員（議会の議員のうちから選任された者に限る。）の項中「月額一万九千円」を「月額一万円」に改め、同表管理医の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第三号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。
第十条の二第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「平成二十八年度」を「平成三十年度」に改め、同項の表中「弥富市」を「名古屋市、弥富市」に、「約一、〇九六万平方メートル」を「約一、一〇〇万平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第五号

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例（平成十九年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の出職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第六号

職員の出職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の出職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（退職手当からの控除）

第二十一条之二 職員に出職手当を支給する際、その退職手当から控除することのできるものは、別に法律及び条例で定めるものを除き、丸八信用組合に対する貸付金の弁済金及びその利息とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第七号

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和三十六年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第六条、第七条及び第三十条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現に港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第三条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第七項の規定に基づき港湾施設の貸付けを受けている者が当該港湾施設を使用する場合の取扱いについては、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合事務部局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第五号中「防災対策本部」を「災害対策本部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第二号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「場合」の下に「（これらの事故発生のおそれがある場合を含む。）」を加える。

第二条第一項第五号の二中「四日」を「一日」に、「三十一時間」を「八時間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第三号

旅費条例施行規則の一部を改正する規則

旅費条例施行規則（昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。
別表第三中「あま市」の次に、「久手市」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付けに関する規則を廃止する等の規則を公布する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合規則第四号

特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付けに関する規則を廃止する等の規則

（特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付けに関する規則の廃止）

第一条 特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付けに関する規則（平成二十二年名古屋港管理組合規則第二十二号）は、廃止する。

（名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部改正）

第二条 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第三十四条中「又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第六項の規定により貸し付けたもの」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第6号

平成24年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成22年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成22年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金	10,233,114,485円	
第1項 負担金	10,233,114,485円	
第2款 使用料及び手数料	6,383,209,545円	
第1項 使用料	6,383,181,045円	
第2項 手数料	28,500円	
第3款 国庫支出金	1,423,333,707円	
第1項 国庫負担金	1,423,333,707円	
第4款 財産収入	6,222,149,230円	
第1項 財産運用収入	5,192,763,696円	
第2項 財産売払収入	1,029,385,534円	
第5款 寄附金	4,490,000円	
第1項 寄附金	4,490,000円	
第6款 繰入金	2,153,477,376円	
第1項 他会計繰入金	458,707,826円	
第2項 他会計借入金	1,694,769,550円	
第7款 繰越金	1,366,585,440円	
第1項 繰越金	1,366,585,440円	
第8款 諸収入	2,432,680,455円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	2,085,227円	
第2項 預金利子	2,921,154円	
第3項 受託事業収入	489,338,030円	
第4項 貸付金元利収入	1,505,390,787円	
第5項 特定施設整備収入	45,390,079円	
第6項 雑入	387,555,178円	
第9款 組合債	4,850,500,000円	
第1項 組合債	4,850,500,000円	
歳 入 合 計	35,069,540,238円	
歳 出		
第1款 議会費	145,171,983円	
第1項 議会費	145,171,983円	
第2款 総務費	4,474,352,672円	
第1項 総務管理費	4,409,329,293円	
第2項 監査委員費	65,023,379円	
第3款 企画調整費	950,583,663円	
第1項 企画調整管理費	895,318,287円	
第2項 調査費	55,265,376円	
第4款 港営費	4,526,629,039円	
第1項 港営管理費	1,277,582,836円	
第2項 運営費	3,249,046,203円	
第5款 建設費	9,619,189,995円	
第1項 建設管理費	1,457,739,211円	
第2項 整備費	8,161,450,784円	
第6款 公債費	13,877,904,300円	
第1項 公債費	13,877,904,300円	
第7款 予備費	0円	
第1項 予備費	0円	
歳 出 合 計	33,593,831,652円	

名古屋港管理組合告示第7号

平成24年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成22年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成22年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	水族館振興基金収入	666,416,394円
第1項	財産収入	1,511,084円
第2項	寄附金	2,500,000円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	446,231,176円
第5項	繰入金	216,174,134円
第2款	海事文化振興基金収入	24,836,833円
第1項	財産収入	98,911円
第2項	寄附金	1,753,250円
第3項	繰越金	0円
第4項	繰入金	22,984,672円
第3款	環境振興基金収入	22,995,478円
第1項	財産収入	449,205円
第2項	寄附金	349,400円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	12,476,650円
第5項	繰入金	9,720,223円
	歳 入 合 計	714,248,705円
歳 出		
第1款	水族館振興基金	666,416,394円
第1項	積立金	220,185,218円
第2項	繰出金	446,231,176円
第2款	海事文化振興基金	24,836,833円
第1項	積立金	24,836,833円
第3款	環境振興基金	22,995,478円
第1項	積立金	10,518,828円
第2項	繰出金	12,476,650円
	歳 出 合 計	714,248,705円

名古屋港管理組合告示第8号

平成24年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成24年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成24年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成24年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,910,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		11,514,401 ^{千円}
	1 負担金	11,514,401
2 使用料及び手数料		5,960,288
	1 使用料	5,960,278
	2 手数料	10
3 国庫支出金		2,064,386
	1 国庫負担金	2,064,386
4 財産収入		5,512,162
	1 財産運用収入	5,512,142
	2 財産売却収入	20
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		383,700
	1 他会計繰入金	383,700
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		3,117,553
	1 延滞金、加算金及び過料	310
	2 預金利子	2,451
	3 受託事業収入	788,300
	4 貸付金元利収入	1,995,259
	5 特定施設整備収入	193,667
	6 雑収入	137,566
9 組合債		4,957,500
	1 組合債	4,957,500
歳 入	合 計	33,910,000

歳 出			
款	項	金	額
1 議 会 費			142,149 ^{千円}
	1 議 会 費		142,149
2 総 務 費			2,341,118
	1 総 務 管 理 費		2,272,233
	2 監 査 委 員 費		68,885
3 企 画 調 整 費			1,019,375
	1 企 画 調 整 管 理 費		916,723
	2 調 査 費		102,652
4 港 営 費			3,120,789
	1 港 営 管 理 費		1,379,453
	2 運 営 費		1,741,336
5 建 設 費			12,799,569
	1 建 設 管 理 費		1,530,969
	2 整 備 費		11,268,600
6 公 債 費			14,287,000
	1 公 債 費		14,287,000
7 予 備 費			200,000
	1 予 備 費		200,000
歳 出 合 計			33,910,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港 湾 計 画 改 訂 調 査 費	平 成 25 年 度	81,600 ^{千円}
生 物 入 手 費	平成25年度～平成28年度	384,000
鍋 田 ふ 頭 道 路 整 備 費	平 成 25 年 度	203,000
金城ふ頭船舶通航情報センター補修費	平 成 25 年 度	153,000
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	平 成 25 年 度	59,000
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成30年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、101,590千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成29年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、221,030千円及び利息相当額を限度として補償する。

名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成30年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、462,063千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成29年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、78,910千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成34年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、778,943千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成36年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、7,360千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成38年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、226,139千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成33年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、181,526千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成39年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、112,143千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成33年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、39,355千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成28年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、276,652千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成31年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、41,028千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成35年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、79,023千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成37年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、375,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成41年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、26,004千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成41年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、66,132千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成32年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、36,090千円及び利息相当額を限度として補償する。

名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成26年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、26,830千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋港埠頭株式会社（仮称）の事業資金借入金に対する損失補償	平成24年度～平成26年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、7,965千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	4,805,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コンテナ埠頭整備事業	152,500			
計	4,957,500			

平成24年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成24年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ394,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		199,200
	1 財産収入	2,980
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	196,200
2 海事文化振興基金収入		9,500
	1 財産収入	480
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	4,000
	5 繰入金	5,000

3 環境振興基金収入		185,300
	1 財産収入	1,760
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
	4 積戻金	183,500
歳入合計		394,000

歳出		
款	項	金額
1 水族館振興基金		199,200
	1 積立金	3,000
	2 繰出金	196,200
2 海事文化振興基金		9,500
	1 積立金	5,500
	2 繰出金	4,000
3 環境振興基金		185,300
	1 積立金	1,800
	2 繰出金	183,500
歳出合計		394,000

平成24年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分	施設	事項	備考
事業量	上屋 41棟	一般使用許可面積	91,093
		専用使用許可面積	39,186
	貯木場 8か所	一般使用許可面積	503,450
		専用使用許可面積	995,430
	荷役機械 10基	使用時間	10,227
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事	958,900

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	収益	2,484,000千円
第1項	営業	収益	2,481,493千円
第2項	営業外	収益	2,487千円
第3項	特別	利益	20千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	費用	2,459,000千円
第1項	営業	費用	2,389,995千円
第2項	営業外	費用	58,985千円
第3項	特別	損失	20千円
第4項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,030,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,005,970千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資本的	収入	30千円
第1項	固定資産売却	代金	10千円
第2項	寄附	金	10千円
第3項	その他資本的	収入	10千円
		支 出	
第1款	資本的	支出	1,031,000千円
第1項	建設改良	費	606,700千円
第2項	固定資産購入	費	1,503千円
第3項	企業債償還	金	422,797千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械維持補修費	平成25年度	34,500千円
上屋整備費	平成25年度	114,100千円
荷役機械整備費	平成25年度	87,600千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 430,077千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成24年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備 排水管250メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	埋立事業	収益	287,000千円
第1項	営業外	収益	286,970千円
第2項	特別	利益	30千円
		支 出	
第1款	埋立事業	費用	314,000千円
第1項	営業	費用	282,531千円
第2項	営業外	費用	21,439千円
第3項	特別	損失	30千円
第4項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,237,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資	本	的	収
第1項	雑			入
第2項	貸	付	金	返
				還
				金
				出
第1款	資	本	的	支
第1項	南	部	地	区
第2項	西	部	地	区
第3項	南	5	区	埋
第4項	総			係
第5項	雑			支
				出
				金
				額
				千
				円
				626,000
				379,385
				246,615
				1,863,000
				19,200
				1,306,100
				47,500
				460,630
				29,570

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 297,043千円

名古屋港管理組合告示第9号

平成24年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成23年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成23年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成23年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	飛島コンテナ埠頭株式会社貸付金	324,000
5 建 設 費	2 整 備 費	中川運河（堀止）緑地整備費	40,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	40,000

名古屋港管理組合告示第10号

次の港湾施設は、平成24年3月16日から供用を開始した。

平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷役機械（軌道走行式）

名 称 (括弧内は、その略称)	位 置	最大巻き揚げ ニュートン数	型 式	備 考
飛島ふ頭北2号起重機 (飛島北2号)	91号岸壁エプロン内	キロニュートン 480	電動式、軌道走行式ロープ トロリ式橋型クレーン	

名古屋港管理組合告示第11号

次の港湾施設は、平成24年 4月 1日から供用を開始する。

平成24年 3月30日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 係船岸壁
用途区分を定めた岸壁

名 称	用途区分	位 置	延 長	エプロン 幅	水 深	標準係船能力		制限荷重 (1平方 メートル あたり)	備 考
						船 舶 の 総トン数	バース 数		
T 3 岸壁	コンテナ船	鍋田ふ頭 北側	メートル 285	メートル 56	メートル 12	トン 30,000	バース 1	キロニュートン 20	

名古屋港管理組合告示第12号

次の港湾施設は、平成24年 4月 1日から変更する。

平成24年 3月30日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 係船岸壁
変更前
用途区分を定めた岸壁

名 称	用途区分	位 置	延 長	エプロン 幅	水 深	標準係船能力		制限荷重 (1平方 メートル あたり)	備 考
						船 舶 の 総トン数	バース 数		
T 2 岸壁	コンテナ船	鍋田ふ頭 北側	メートル 385	メートル 50	メートル 14	トン 50,000	バース 1	キロニュートン 20	隣接岸壁の先行施 工分35メートル含 む

変更後

用途区分を定めた岸壁

名 称	用途区分	位 置	延 長	エプロン 幅	水 深	標準係船能力		制限荷重 (1平方 メートル あたり)	備 考
						船 舶 の 総トン数	バース 数		
T 2 岸壁	コンテナ船	鍋田ふ頭 北側	メートル 350	メートル 50	メートル 14	トン 50,000	バース 1	キロニュートン 20	

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等 級	用途区分	位 置	面 積
鍋田ふ頭荷さばき地 (鍋田)	特 ^級	コンテナ貨物	T 2 岸壁隣接	平方メートル 126,540

変更後

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等 級	用途区分	位 置	面 積
鍋田ふ頭荷さばき地 (鍋田)	特 ^級	コンテナ貨物	T 3 岸壁背後	126,540 ^{平方メートル}

施設の種類の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等 級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部C 荷さばき地 (金城西C)	1 ^級	車両	76号岸壁隣接	29,654	図による

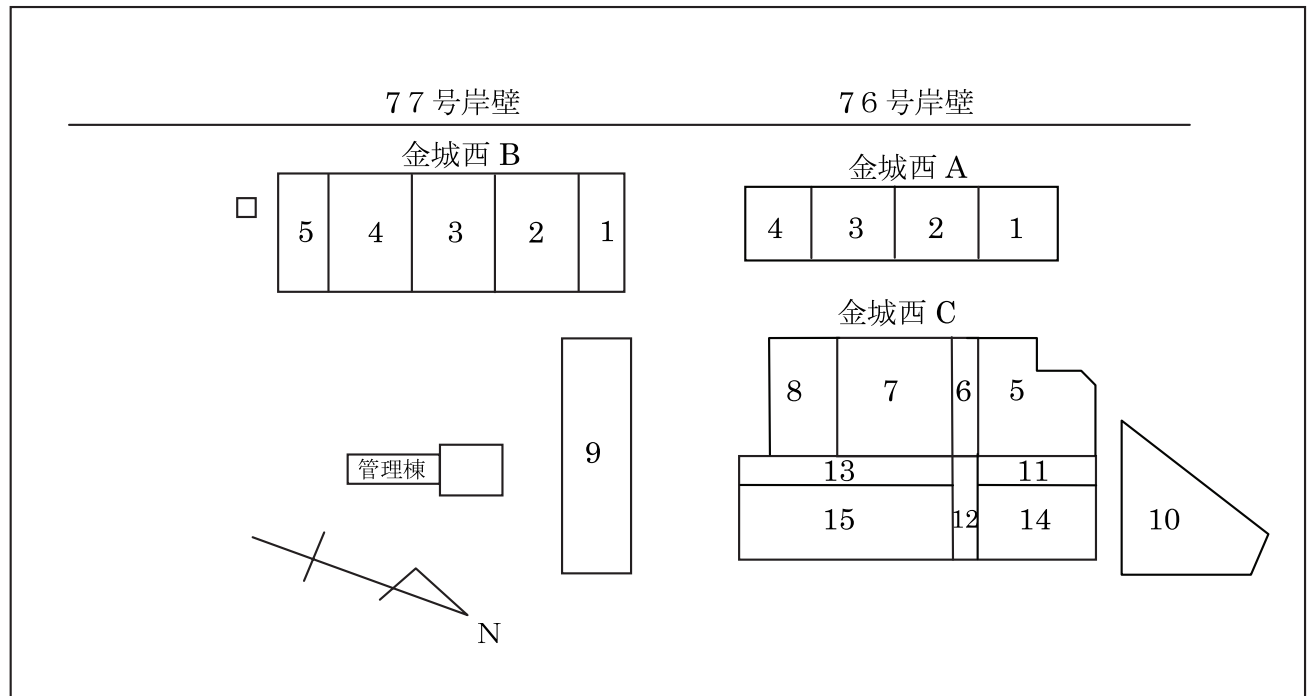
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等 級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部C 荷さばき地 (金城西C)	1 ^級	車両	76号岸壁隣接	30,101	図による

図 (金城ふ頭西部A、B、C 荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Aの区画の面積は、1は2,124平方メートル、2・3は各2,054平方メートル、4は1,567平方メートルである。
- 3 金城西Cの区画の面積は、5は2,942平方メートル、6は748平方メートル、7は2,361平方メートル、8は2,424平方メートル、9は5,811平方メートル、10は3,946平方メートル、11は1,511平方メートル、12は900平方メートル、13は2,770平方メートル、14は2,493平方メートル、15は4,195平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第13号

次の港湾施設は、平成24年 3月16日から廃止した。

平成24年 3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類の荷役機械（軌道走行式）

名称 (括弧内は、その略称)	位置	最大巻き揚げ ニュートン数	型式	備考
金城ふ頭4号起重機 (金城4号)	77号岸壁エプロン内	キロニュートン 480	電動式、軌道走行式ロープ トロリ式橋型クレーン	

名古屋港管理組合告示第14号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成24年4月1日から次のとおり変更する。
平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

変更前

イ 利用日指定の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類		位置	有効収容台数	面積
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	その他の 駐車場	一種	名古屋市港区港町101番地、101 番地先	109台	4,945m ²

変更後

イ 利用日指定の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類		位置	有効収容台数	面積
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	多階建 駐車場	一種	名古屋市港区港町101番地、101 番地先	66台	874m ²

名古屋港管理組合告示第15号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 休止対象施設
海洋博物館、展望室、南極観測船ふじ、会議室、講堂及び休憩所
- 2 休止の理由
火災報知機取替工事に伴い必要があるため。
- 3 休止期間
平成24年6月19日から平成24年6月21日まで（3日間）

名古屋港管理組合告示第16号

平成12年名古屋港管理組合告示第18号（名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

第7条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。

第21条第3項中「商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項等に規定する親会社及び子会社」を「会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社及び親会社」に改める。

様式第4号中 「12 建築確認申請書一式（写）」を 「12 護岸断面図
13 護岸断面図」に、 「14 断面図
15 基礎伏図
16 確定図
17 土留壁部処理詳細図」を
18 排水系統図
19 排水計算書
20 設計計算書」

- 「14 基礎伏図
15 確定図
16 土留壁部処理詳細図
17 設計計算書」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則施行の際この細則による改正前の名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則（以下「改正前の細則」という。）の規定により提出されている様式第4号の申請書については、この細則による改正後の名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則（以下「改正後の細則」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この細則施行の際改正前の細則の規定に基づいて作成されている様式第4号の用紙は、改正後の細則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の細則の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

訓 令

訓令第一号

組合内一般

名古屋港管理組合不当要求行為等対策規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合不当要求行為等対策規程

(目的)

- 第一条** この訓令は、職員の公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることにより、公務に対する信頼を確保し、公正かつ公平な港湾行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 管理者の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。
- 二 不当要求行為等 公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める行為及び暴力行為等の社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をいう。
- 三 所属長 課長（担当課長を含む。）及び事務所長をいう。

(職員の責務)

- 第三条** 職員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないことを自覚し、職務の遂行に当たっては、常に法令その他の規程を遵守するとともに、公正に職務を執行しなければならない。

- 2 職員は、不当要求行為等に対しては、これを拒否しなければならない。

(管理監督者の責務)

- 第四条** 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指揮監督しなければならない。

(不当要求行為等対策責任者及び不当要求行為等対策リーダー)

- 第五条** 不当要求行為等を防止するとともに、適切な対策を講じるために部及び室に不当要求行為等対策責任者（以下「責任者」という。）及び不当要求行為等対策リーダー（以下「リーダー」という。）を置く。

- 2 責任者は部及び室の次長を、リーダーは部及び室の庶務を主管する課長をもつて充てる。ただし、総務部のリーダーにあつては、総務部行政管理課長をもつて充てる。

- 3 責任者は、その所属する部又は室における不当要求行為等の防止及び対策に関する事務を統括し、相談を受け、及び指導を行うものとする。

- 4 リーダーは、その所属する部又は室における不当要求行為等の防止及び対策に関する連絡調整及び情報交換、第七条に規定する不当要求行為等対策委員会との連絡等を行うものとする。

- 5 責任者及びリーダーは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十四条第一項に規定する責任者として、愛知県公安委員会の開催する責任者講習の受講その他同法に定める不当要求の防止に係る業務を行うものとする。

(不当要求行為等に対する措置)

- 第六条** 職員は、不当要求行為等を受けたと思料するときは、直ちに直属の上司及び所属長に報告し、その後遅滞なく当該不当要求行為等の内容の記録を提出しなければならない。

- 2 職員は、他の職員が不当要求行為等を受けていると認めるときは、直ちにその旨を当該他の職員の直属の上司及び所属長に報告しなければならない。ただし、当該不当要求行為等により他の職員の身体に急迫した危険が生じているときは、直ちに警察への通報その他適切な措置を講じ、その後報告するものとする。

- 3 所属長は、前二項の規定による報告を受けたとき又は不当要求行為等が発生し、若しくは発生するおそれがあると認めるときは、直ちに当該不当要求行為等の行為者に対し注意若しくは警告を発し、退去を命じ、又は警察への通報その他必要な措置を講じ、その後遅滞なく当該不当要求行為等の概要及びその対応を、その所属する部又は室のリーダーに書面に

- より報告しなければならない。
- 4 リーダーは、前項の規定による報告を受けたときは、不当要求行為等対策委員会に報告するとともに、その所属する部又は室の責任者及び長に報告し、必要に応じて関係する所属長にその内容を情報提供しなければならない。
(不当要求行為等対策委員会)
- 第七条** 不当要求行為等に組織的に対応するために、不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 不当要求行為等に関する対応方針、調査及び事後措置の協議検討
 - 二 不当要求行為等に関する情報交換及び部室間の連絡調整
 - 三 その他委員会が必要と認める事項
- 3 委員会の委員は、専任副管理者並びに部及び室の長及び責任者をもって充てる。
- 4 委員会に委員長を置き、専任副管理者をもって充てる。
- 5 委員会は、委員又はリーダーの要請に基づき、委員長が召集する。
- 6 委員長は、必要に応じて関係職員に委員会への出席を求めることができる。
- 7 委員長は、必要に応じて弁護士等の専門家の意見を聴くものとする。
- 8 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。
(不当要求行為等の行為者への警告及び法的措置)
- 第八条** 管理者は、委員会の協議結果に基づき、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。
- 2 管理者は、委員会の協議に基づき必要があると認めるときは、告訴、告発、仮処分命令の申立て、訴えの提起等の法的措置を講ずるものとする。
(職員への配慮)
- 第九条** 管理者は、職員が第六条の規定に基づく報告を行ったことにより、正当な理由なく不利益な取扱いを受けることがないよう必要な配慮を行わなければならない。
- 2 管理者は、職員がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為等の行為者等から個人として職場内外で権利侵害を受けることがないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、権利侵害を受けることとなった職員に対し、関係機関への連絡、弁護士のあつせん等の必要な援助をするものとする。
(委託事務事業に係る不当要求行為等への対応)
- 第十条** 本組合の事務事業の委託を受けた事業者が、当該事務事業の遂行に伴い不当要求行為等を受けたときは、当該事務事業を担当する部又は室のリーダーは、当該不当要求行為等への対応を協議するため、委員長に対し、委員会の招集を求めることができるものとする。
(記録の整理等)
- 第十一条** 所属長は、不当要求行為等に関する記録を整理し、適切に保管するとともに、異動に際しては、これを後任者に確実に引き継がなければならない。
(委任)
- 第十二条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭五十年訓令第八号）の一部を次のように改正する。
平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 季章

本則（第三条の表五の項を除く。）中「統轄衛生管理者」を「総括安全衛生管理者」に、「管理医」を「産業医」に改める。
第三条の見出し中「統轄衛生管理者等」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条の表一の項中「主任衛生管理者」の下に「安全衛生推進者及び衛生管理者」を加え、「統轄管理」を「統括管理」に改め、同表二の項中「統轄衛生副管理者」を「総括安全衛生副管理者」に改め、同表三の項中「任命」を「選任」に改め、同表四の項中「衛生管理者及び衛生担当者」を「主任衛生担当者」に、「統轄管理」を「統括管理」に改め、同表六の項中「事務所」の下に「（以下「課等」という。）」を加え、「衛生管理者の職務を補助する」を「主任衛生担当者の職務を補助し、所属する課等の職員の衛生に関する業務を行う」に改め、同項を同表八の項とし、同項の前に次のように加える。

七 主任衛生担当者	部の庶務担当課の職員のうちから所属長が指名する者	主任衛生管理者の指揮に従い、所属する部の職員の衛生に関する業務を行う。
-----------	--------------------------	-------------------------------------

第三条の表五の項中「一部の庶務担当課」を「総務部職員課」に、「所属の課長」を「総務部職員課長」に、「管理医及び主任衛生管理者」を「総括安全衛生管理者」に、「関する事項」を「係る技術的事項」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項の次に次のように加える。

五 安全衛生推進者	事務所長及び港営部担当課長（コンテナ担当）（以下「事務所長等」という。）又は事務所の職員のうちから事務所長等が指名する者並びに建設部施設事務所運河河川管理センター所長	総括安全衛生管理者の指揮に従い、法第十条第一項各号に掲げる業務のうち衛生に関する事項を担当する。
-----------	---	--

第四条の見出し中「衛生管理者等」を「安全衛生推進者等」に改め、同条中「衛生管理者又は」を「安全衛生推進者、衛

生管理者、主任衛生担当者又は」に、「衛生管理者等指名報告書」を「安全衛生推進者等指名報告書」に改める。

様式第一号中「衛生管理事務報告書」を「安全衛生推進者等指名報告書」に、「統轄衛生管理者」を「総括安全衛生管理
事務」に、「氏 名 国」を「 印」に、「衛生管理者等」を「安全衛生推進者等」に改め、「衛生
及び「衛生
担当者」を削る。

様式第二号中「統轄衛生事務」を「総括安全衛生事務」に、「管理医」を「産業医」に、「㊦」を「㊧」に改める。

様式第三号中「統轄衛生事務」を「総括安全衛生事務」に改める。

様式第四号中「統轄衛生事務」を「総括安全衛生事務」に、「㊦」を「㊧」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

名古屋港管理組合安全管理規程（昭和三十九年訓令第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 香章

第一条中「この規程は、」の下に「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）その他関係法令
の規定を遵守し、」を加え、「または」を「又は」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第二条を次のように改める。

（総括安全衛生管理者）

第二条 前条の目的を達成するため、総括安全衛生管理者を置き、総務部長の職にある者をもってこれに充てる。

2 総括安全衛生管理者は、安全管理者、安全衛生推進者及び安全推進者を指揮し、職員の安全に関する業務を統括管理す
る。

第八条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条中「統轄安全管理者と安全管理者が協議のうえ」を「総括安全衛生管理者
が」に改め、同条を第十二条とする。

第七条中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を「法、」に、「じゅん守」を「遵守」に、「つとめなければ」
を「努めなければ」に改め、同条を第十一条とする。

第六条を第十条とする。

第五条第一項各号列記以外の部分中「安全管理者」を「安全衛生推進者及び安全推進者」に改め、同項第七号中「安全管
理者」を「安全衛生推進者又は安全推進者」に改め、同条第二項中「安全管理者は」を「安全衛生推進者及び安全推進者は」
に、「統轄安全管理者」を「総括安全衛生管理者」に改め、同条第三項中「安全管理者」を「安全衛生推進者、安全推進者」
に改め、同条第四項中「安全管理者は」を「安全衛生推進者又は安全推進者は、」に改め、同条を第九条とする。

第四条第一項中「安全管理者」を「安全衛生推進者及び安全推進者」に、「もつて」を「もつて」に、「あてる」を「充て
る」に改め、同条第二項中「安全管理者」を「安全衛生推進者又は安全推進者」に改め、同条を第八条とする。

第三条の見出し中「安全管理者」を「安全管理者等」に改め、同条中「安全管理者」の下に「安全衛生推進者及び安全
推進者」を加え、「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「または」を「又は」に改め、同条を第七
条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（総括安全衛生副管理者）

第三条 総括安全衛生管理者の下に総括安全衛生副管理者を置き、総務部職員課長の職にある者をもってこれに充てる。

2 総括安全衛生副管理者は、総括安全衛生管理者を補佐し、やむを得ない事由により総括安全衛生管理者が職務を行うこ
とができないときは、その職務を代理する。

（安全管理者）

第四条 総括安全衛生管理者の下に安全管理者を置き、総務部職員課長の職にある者をもってこれに充てる。

2 安全管理者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い、法第十条第一項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項を管
理する。

（安全衛生推進者）

第五条 総括安全衛生管理者の下に安全衛生推進者を置き、事務所長及び港営部担当課長（コンテナ担当）（以下「事務所長
等」という。）又は事務所の職員のうちから事務所長等が指名する者並びに建設部施設事務所運河河川管理センター所長を
もつてこれに充てる。

2 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い、法第十条第一項各号に掲げる業務のうち安全に関する事項を担
当する。

（安全推進者）

第六条 総括安全衛生管理者の下に安全推進者を置き、企画調整室担当課長（環境担当）及び港営部海務課長をもってこれ
に充てる。

2 安全推進者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い、法第十条第一項各号に掲げる業務のうち安全に関する事項を担当す
る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成24年 3月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 港湾計画の変更の概要

平成12年 4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

ア 外貿埠頭計画

以下のとおり計画する。

ドルフィン

地区名	水深（メートル）	バース数	面積（ヘクタール）
南部地区	14	1	4

イ 内貿埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	面積（ヘクタール）
南部地区	7.5	2	260	2

(2) 専用埠頭計画

以下のとおり計画する。

ドルフィン

地区名	水深（メートル）	バース数
南部地区	14	3

(3) 水域施設計画

以下のとおり計画する。

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
南部地区	14	2
	14	38
	7.5	5

航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
南部地区	14	99

(4) 臨港交通施設計画

以下のとおり計画する。

地区名	道路名称	起点	終点	車線数
南部地区	臨港道路 北浜ふ頭線（仮称）	市道 70005号線	北浜ふ頭	4

- (5) 港湾環境整備施設計画
以下のとおり計画する。

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
南部地区	6

- (6) 大規模地震対策施設計画
以下のとおり計画する。

ドルフィン

地区名	水深 (メートル)	バース数
南部地区	14	1

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
南部地区	7.5	2	260

- (7) 土地造成及び土地利用計画
以下のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
南部地区	(12) 12	(118) 118	(1,677) 1,677	(20) 47	(77) 77	(101) 101	(198) 198	(2,203) 2,230

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地造成計画)

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
南部地区	(6) 6		(48) 48	(7) 7		(16) 16	(198) 198	(276) 276

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

- 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

- 2 港湾計画の縦覧の場所
名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合